

2023（R5）年10月1日から宮島訪問税の徴収がスタート

宮島に訪問する際に**100円**
の税がかかります！



納税義務者（税を支払う方）

船舶により宮島に訪問（入域）する方が税を納める対象となります。ただし、次の方は税を納める対象となりません。

宮島訪問税の対象とならない方

- ① 宮島町の住民
- ② 宮島町にある事務所・事業所に通勤する者（48時間/月以上の雇用）
- ③ 宮島町にある学校に通学する者
- ④ 未就学児
- ⑤ 学校（大学を除く。）に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等に参加している者並びにその引率者及び付添人 → 廿日市市が定める様式（HPからダウンロード）を使って学校長が証明を行い、その証明書を船舶運航事業者に提出し、運賃のみを支払います。
- ⑥ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳を交付されている障害者

廿日市市が発行する証明書を船舶運航事業者に提示し、運賃のみを支払います。

税率（税額）

- a. 訪問者が宮島を訪問（入域）するごとに1人1回 100円
 - b. 1年分を一時に納付する場合は、訪問者1人1年ごとに 500円
- * 納税義務者はaかbのどちらかを選ぶことができます。

税の支払い方法

「税率の1人1回100円の場合で、旅客船（海上運送法に基づき許可を得て、又は届出をして旅客を運送する船舶）を利用して宮島を訪問する場合は、旅客船を運航する船舶運航事業者が原則、乗船客から税を徴収し、後日、廿日市市に納付することとなります。【特別徴収制度】

税率の訪問者1人1年ごとの500円は、市役所・支所の窓口で納付することとなります。【申告納付制度】

* **特別徴収制度は、宿泊税や入湯税で採用されている徴収方法です。宿泊税等のように旅行業者が税相当分を納税義務者から徴収し、税分を特別徴収義務者へ渡すことも可能です。**

	宮島訪問税	宿泊税	入湯税
納税義務者	乗船客	宿泊客	入浴客
特別徴収義務者	船舶運航事業者	宿泊事業者	入浴施設事業者

税の活用

宮島への多くの観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行政需要に対応し、受入環境の整備などの持続可能な観光地域づくりのために宮島訪問税を活用します。